

やむを得ず運転免許証の有効期限が経過した方への受験案内 (いわゆる「やむを得ず失効」の方)

運転免許課 試験係

海外旅行や病気などのやむを得ない理由のため、免許証の有効期間内に免許証の更新することができなかった方にとっては、その期間を満了した日から起算して3年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して1月を経過しない間に、更新することができなかったことを証明できる疎明資料を提出すると、適性試験（視力試験等）合格後、更新時の講習と同様の講習を受けることにより、新しい免許証が交付されます。

また、免許失効後6月以内に、その事情がやんだ日から1月以内に証明資料の提出をすれば、免許証の経歴及び講習区分が継続されます。

◎ 受験申請の手続き

- (1) 受付日 月曜日から金曜日
※ 祝祭日及び年末年始（12月29日～1月3日）は除きます。
 - (2) 受付時間 午前8時30分から午前9時00分まで 又は
午後1時00分から午後1時30分まで
※ 手続きは、講習受講時間を含め、約2時間前後要します。
 - (3) 受付場所 奈良県橿原市葛本町120-3
奈良県警察本部交通部運転免許課 試験係
 - (4) 申請に必要なもの
 - ア 住民票等 . . . 本籍地の記載されたおおむね6月以内で公印の入ったもの 1通
国内に住民票等をおいておられない方は、居住証明書等が必要です。
詳しくは下記試験係へお問い合わせ下さい。
ホームページ上より雛形をダウンロードできます。
 - イ 写真 申請前6月以内に撮影した縦3cm、横2.4cmの免許申請用のもの 1枚
 - ウ 失効した免許証
 - エ 更新通知はがき
 - オ やむを得ない理由を証明する資料
 - ・ 海外旅行の場合 パスポート（※ 更新、紛失の場合は当課へお尋ね下さい。）
（免許の効力を失った時の出国、最終帰国の状況を確認します。）
 - ・ 災害の場合 市町村長の発行する証明書
 - ・ 病気や負傷の場合 診断書（入院期間や当時運転ができなかったことを証明するもので、申請時には運転できることを証明するもの。）
（病名、初診日、運転可能となった日時に記載が必要です。）
 - ・ 法令の規定により身体を拘束されていた場合 . . 在所（監）証明書
 - カ 講習等受講証明書（高齢者講習、特定任意講習等の更新時講習を受講された方。）
 - キ 筆記用具（黒のボールペン）
 - ク 眼鏡等 裸眼視力が免許の種類に掲げる基準値以下の方は必要です。
 - (5) 申請手数料（免許種類ごとに申請手数料が必要です。）

小型特殊免許、原付免許及び普通免許	各	2,050円
その他の免許	各	2,000円
 - (6) 受講手数料（受講される更新時講習の種別に応じた手数料が必要です。）
 - ・ 優良運転者講習 700円
 - ・ 一般運転者(A)講習 1,050円
 - ・ 違反運転者(B)講習 1,700円
 - ・ 初回更新者講習 1,700円
- ※ 年齢が70歳以上の方は高齢者講習終了証明書が必要です。詳しくは高齢者講習通知書を確認して下さい。
- (7) 免許証交付手数料 2,100円
複数の免許種類を申請される場合は、2種類目から1種類増える毎に200円増額になります。
- ※ IC免許証には暗証番号登録として4桁数字を2組必要とします。あらかじめ準備願います。
(他人に知られやすい番号は避けて下さい)

◎ 注意事項

- (1) 失効した免許証で運転すると無免許運転になります。
 - (2) 失効後6月を過ぎてこの制度の適用を受けた方は、初心運転者（初心者マークの対象、違反点数3点以上で再試験の受験対象者）となります。
 - (3) 失効後3年を超えますと最初から試験を受け直すこととなります。
 - (4) 初心運転者制度の再試験該当者は、この試験の一部免除適用を受けることはできません。
 - (5) 免許証の交付は更新時講習と同様の講習を受けなければ、交付されません。
- ※ お問い合わせは、運転免許課 試験係(0744-25-5224)で確認して下さい。
番号をよく確かめのうえダイヤルして下さい。